

有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告

<埼玉県内の主な事例等>

総務省では、有料老人ホームの入居者の保護及び都道府県等による指導監督の適切な実施を図る観点から、未届施設を含む有料老人ホームにおける管理・運営状況、都道府県等における有料老人ホームに対する指導監督の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について平成28年9月16日に厚生労働省に勧告を行いました。

関東管区行政評価局では、平成27年4月から7月までの間、埼玉県内において実地調査を行い、当該調査結果により把握した事例が上記勧告に反映されました。その主な事例は、以下のとおりです。

【本件連絡先】

総務省関東管区行政評価局

第一部第1評価監視官 斉藤

電話：048-600-2319、FAX：048-600-2337

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h28.html

(注) 関東管区行政評価局の調査結果に基づく事例以外の内容につきましては、「総務省行政評価局厚生労働等担当(電話：03-5253-5453(直通))」にご照会ください。

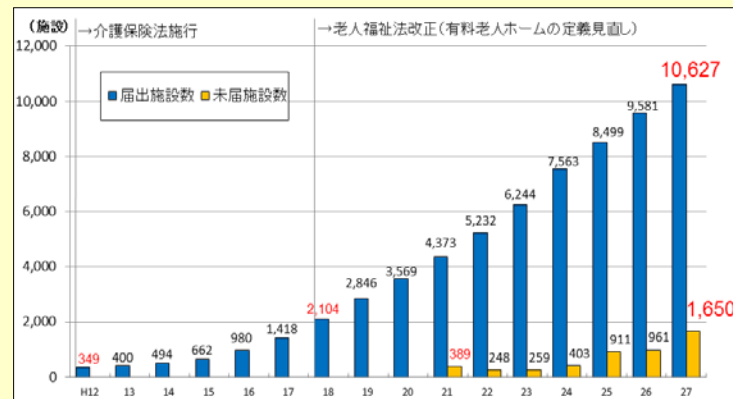
背景

- 単身又は夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加（H10:593万世帯→H25:1,136万世帯）
- 介護保険法施行後、有料老人ホームは施設数、定員共に急増
施設数は30.4倍（H12:349施設→H27:10,627施設）、定員は11.5倍（H12:36,855人→H27:422,612人）
- 一方、未届の施設も増加（H21:389施設→H27:1,650施設）、その実態は未解明
⇒未届施設を含む有料老人ホームにおける管理・運営状況、都道府県等による有料老人ホームに対する指導監督の実施状況等を調査

- ＜調査対象機関＞
- ・160有料老人ホーム（79届出施設、32サービス付き高齢者向け住宅、49未届施設）
→ 埼玉県内：9有料老人ホーム（3届出施設、2サービス付き高齢者向け住宅、4未届施設）
 - ・30都道府県等（17都道府県、13市町村）→ 埼玉県内：埼玉県、さいたま市
 - ・53地域包括支援センター（注）→ 埼玉県内：2地域包括支援センター

（注）市町村が設置主体となり、高齢者やその家族等から、介護保険その他の保健福祉サービスに関する各種相談を幅広く受け付け、地域における適切なサービスや制度の利用につなげる等の支援等を実施

有料老人ホームの施設数の推移



（注）厚生労働省調べ

①未届施設の把握・届出の促進

有料老人ホームの適確な把握

主な調査結果

- 未届施設の把握が不十分
- 未届施設に対する届出指導が不十分

主な勧告

- 関係機関との連携による実態把握の徹底
- ケアマネジャーから得られる情報の活用や介護保険担当部局との連携による届出促進

入居者・入居希望者の
安心・安全の確保

②指導監督の充実・強化

施設入居者の保護

主な調査結果

- 立入検査や事故報告が行われていないなど指導監督が不十分。指導監督体制もぜい弱

主な勧告

- 指導監督の効率的・効果的な実施、指導監督を補完する評価の仕組みの検討

③情報公開の促進

利用者の利便性の向上、施設の適切な選択

主な調査結果

- 都道府県等における各施設の重要事項説明書、情報開示一覧表の公開が不十分

主な勧告

- 重要事項説明書、情報開示一覧表の一体的な公開
- 公開方法の見直し（紙→インターネット）

1 有料老人ホームにおける未届施設の把握及び届出の促進

調査結果

◆未届施設の把握が不十分

- ・当省調査により都道府県等が把握していなかった未届施設を97施設確認（16/30都道府県等）
- ・未届施設の実態把握に当たり、地域包括支援センター等の関係機関と連携した能動的な取組を未実施（15/30都道府県等）
→未届施設の中には、管理・運営が不適切となっている例あり（スプリンクラー等の定期点検及び点検結果の報告を未実施（10/49施設）、避難訓練が不十分（17/49施設）、入居者1人当たりの床面積が基準の半分以下の約6.5㎡（6/49施設）など）
- ・一方、関係機関と連携した能動的な取組を実施し、未届施設の把握が進捗した例あり

結果報告書P4、7、8

// P10～13

埼玉県内の事例①

さいたま市が該当

◆有料老人ホームに該当するか否かの判断基準が不明確

- ・有料老人ホームの要件である入居サービスと介護等サービスの一体的な提供（経営の一体性）に関する具体的な判断基準が不明確
→都道府県等では、有料老人ホームに該当するか否かの判断に苦慮（18/30都道府県等）
- ・一方、有料老人ホームの判断基準を独自に明確にしている例あり

結果報告書P14～18

◆有料老人ホームの該当性を判断するための情報の入手が困難

- ・疑いがあるだけでは立入検査ができず、有料老人ホームの該当性を判断できない
→介護保険利用者の居宅（有料老人ホームにおける居室を含む。）にはケアマネジャー等が定期的に訪問する機会あり。これらの情報を該当性の判断に活用する余地あり
該当すると判断できれば、未届であっても立入検査が可能

結果報告書P19～21

◆未届施設に対する届出指導が不十分

- ・2年以上（最長で4年2か月）にわたり届出指導を未実施（9/56施設）
中には、虐待をうかがわせる通報を受けた後、3年間指導していなかった例あり（その後、指導の上で届出済み）
- ・一方、介護サービス事業所を併設等している未届施設に対し、介護保険担当部局と連携して指導を行い、届出が行われた例あり

勧告

○地域包括支援センター等の関係機関との連携による未届施設の実態把握の徹底

○有料老人ホームの判断基準の整理・情報提供

○ケアマネジャー等の情報を活用するなど、該当性の判断が行えるような取組方策の検討

○介護保険担当部局との連携などによる未届施設の届出促進の徹底

2 有料老人ホームに対する指導監督の充実・強化

調査結果

結果報告書P104～114

◆立入検査や事故報告が行われていないなど指導監督が不十分

- ・指導監督体制がぜい弱などの理由から、定期的な立入検査が未実施の年度があるなど計画的に実施できていない（14/30都道府県等）。中には、3年間（H24～26年度）未実施の例あり（3都道府県等）
- ・一方、自主点検、集団指導等を活用し、指導監督を行っている例あり（自主点検の実施（2/30都道府県等）、集団指導の実施（12/30都道府県等））
- ・死亡事故が発生しているにもかかわらず事故報告が行われていない例があるなど、有料老人ホームの設置者から都道府県等への事故報告が不徹底（H24～26年度で8都道府県等では事故報告が0件。一方、22都道府県等では平均で606件の報告あり）
- ・届出施設の中には、自らが提供するサービスについて、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が実施している第三者評価を受審している例あり（17/79施設）
また、都道府県等の中には、有料老人ホームに第三者による評価の受審に努めるよう指導指針に規定している例あり

埼玉県内の事例②

埼玉県内の事例③

勧告

- 自主点検や集団指導等の活用、事故報告の徹底等による効率的・効果的な指導監督の実施
- 指導監督を補完する、第三者性に留意した評価の仕組みの検討

3 有料老人ホームに関する情報の公開の促進

調査結果

結果報告書P159～161

◆都道府県等における各施設の重要事項説明書、情報開示一覧表の公開が不十分

- ・重要事項説明書を未公開（17/30都道府県等）、公開していても紙媒体のみ（6/13都道府県等）
- ・情報開示一覧表を未作成又は未公開（15/30都道府県等）
→限定的な内容での公開
- ・情報開示一覧表をインターネットで公開しているもののうち重要事項説明書と情報開示一覧表の一体的な公開を未実施（6/12都道府県等）

✓重要事項説明書は、施設の設備、サービス内容、職員体制、利用料金などの重要な情報が詳細に記載されたもの
✓情報開示一覧表は、施設名、入居一時金、月額利用料等の施設の概要を20項目にまとめたもの

勧告

- 重要事項説明書、情報開示一覧表の一体的な公開
- 公開方法の見直し（紙→インターネット）

<埼玉県内の主な事例>

1 有料老人ホームにおける未届施設の把握及び届出の促進

未届施設の把握が不十分

事例①：住宅担当部局との連携により指導等が必要であったとみられる例

結果報告書P71

平成23年10月の適合高齢者専用賃貸住宅制度（注）廃止の際、埼玉県では事業者に対し、有料老人ホームの届出を行うこと等についてホームページで広報するとともに、説明会を開催している。しかし、同業者の中には県から他の形態の施設への移行等について連絡があり移行したものがあつたと聞いており、当該事業者には特に連絡がなかったとして、現在も適合高齢者専用賃貸住宅として認められていると考え、有料老人ホームの届出を行う必要はないと考えていたものあり。

なお、埼玉県では、

- ① 有料老人ホームの届出等を行ったか否か等の追跡調査を行っていないため、未届の有料老人ホームとなっている可能性も否定できない、
- ② 未届で有料老人ホームを運営している状況が多くみられるのであれば、旧高齢者専用賃貸住宅に対する調査を行うことも必要と考える、としている。

（注）有料老人ホームに該当するもののうち、一定の要件を満たしていた高齢者専用賃貸住宅は、有料老人ホームの届出は不要とされていた。

2 有料老人ホームに対する指導監督の充実・強化

指導監督が不十分

事例②：届出施設に対する立入検査未実施の例

結果報告書P120

さいたま市では、施設入所者等から苦情等があれば必要に応じ指導を行うとしているが、担当職員のマンパワーの問題により計画的な立入検査を行うことは困難であるとして、平成24年度から26年度までの3か年、老人福祉法に基づく立入検査を一度も実施していない。

効率的・効果的な指導監督の実施

事例③：効率的・効果的な指導監督の例

結果報告書P127、P133

埼玉県では、i) 入居者の安全・安心を確保する上で最優先される事項について「有料老人ホーム自主点検表」を作成し、立入検査前に、事業者到自己点検の実施と点検結果の報告を求め、運営状況等を把握するとともに、立入検査の対象施設の選定や効率的な検査を実施し、ii) 平成25年度から年1回、埼玉圏域を担当する本社のエリアマネージャー等の管理職を県庁に事業者ごとに集め、また、平成26年度からは、当該大手事業者が開催する社内向けの有料老人ホームの施設長会議に出席し、誤嚥や入浴時の事故防止や研修の実施方法等について意見交換を行うとともに、過去に実施した立入検査における指摘事項等の傾向を説明するなど、注意喚起を実施し、4年に1度の立入検査以外にも施設関係者に効果的な指導を実施している。